

選挙運動用自動車借入れ契約書

令和6年7月28日執行の大阪府議会議員補欠選挙（河内長野市選挙区）候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の借入れについて次のとおり契約する。

1 甲は、乙の所有する次の自動車を借入れするものとする。

自動車の種類	自動車登録番号 又は車両番号

2 借入期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 契約金額 金 _____ 円
〔内訳 金 _____ 円（消費税及び地方消費税を含む）× _____ 日間〕
〔契約金額に免責補償料を含む場合：免責補償料 金 _____ 円〕

4 この契約に基づく契約金額については、乙は、大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定に基づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和 年 月 日

甲 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

乙 住所（所 在 地） _____
氏名（名称及び代表者名） _____ ⑩